

平塚市教育委員会令和7年11月定例会会議録

開会の日時

令和7年11月20日（木）15時30分

会議の場所

平塚市役所本館3階302会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 大野 かおり 委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	小塙 祐歩
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課施設担当長	佐伯 啓介
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館長	小澤 雄一		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和7年11月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和7年10月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和7年10月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)令和6年度「児童・生徒指導上の諸課題の状況」について

【報告】

○吉野教育長

神奈川県の調査とともに本市の状況をまとめた内容を報告するものである。

詳細は、教育指導課長から報告する。

○教育指導課長

この資料は、令和6年度の「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」をもとに、平塚市内の状況を教育指導課でまとめたものである。

調査の趣旨は、児童生徒の問題行動や不登校等について、実態把握を行い、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくことである。調査の概要は資料1ページに記載のとおりである。

平塚市の状況だが、今回の調査では、小中学校の暴力行為の発生総件数が減少したこと、小中学校のいじめの総認知件数の増加、小学校の不登校児童の出現率が高まったこと、中学校の不登校生徒の出現率が下がったことが、傾向としてみられた。

1ページ、「平塚市の状況」の(1)暴力行為の状況だが、上段の表は、小学校の暴力行為の発生件数と内訳となる、発生総件数は、令和5年度に比べて令和6年度は62件減少し、217件となっている。内訳をみると、対教師暴力、児童間暴力は減少し、器物損壊は8件の増となっている。

続いて、下段の表は中学校となる。発生総件数は、令和5年度に比べて令和6年度は51件減少し、56件となっている。対教師暴力は1件の増、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊は減少している。

暴力行為の発生総件数の減少については、日ごろから教職員が発達段階によって適切な表現ができずに暴力等を繰り返してしまう児童生徒の気持ちを受け止め、粘り強く対話的な指導・支援をしてきた成果であると捉えている。また、暴力行為に至ってしまった児童生徒には、毅然とした対応をしていくとともに、児童生徒がその行為に至るまでの気持ちを振り返り、自らの言葉で表現できるように支援する等、引き続き、心に寄り添った関わりを進めていくよう学校に働きかけていく。

さらに、当該児童生徒が抱えるそれぞれの課題に応じた、様々な視点からの指導・支援について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家と協働し、計画的・継続的に指導・支援するとともに、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関、あるいは必要に応じて、地域の少年補導員などとも連携を図りながら対応するよう、呼びかけていく。

次に、2ページの(2)いじめの状況だが、平塚市の令和6年度の総認知件数は、小学

校は3,324件となり、令和5年度から302件増加している。中学校は408件となり、令和5年度から2件増加している。

市、県、全国において、小中学校のいじめの認知件数は年々増加している。これは、アンケートや教育相談の充実などにより児童生徒に対する見取りが細部まで行き届いていること、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが理由として考えられる。また、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、一人一台端末を活用した子ども相談フォームの利用などもあり、いじめの認知件数が増加したと捉えている。各学校においては、細かな事案も漏らさずあげていただいていると感じている。今後もいじめの積極的な認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前の未然防止を呼びかけていく。

なお、②いじめの解消率にあるとおり、令和7年7月の県の追跡調査では、小学校で99.1%（3294／3324件）、中学校で90.4%（369／408件）のいじめが解消されていた。いじめの解消については、少なくとも3か月いじめに係る行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないこととする国の定義が根付いてきており、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを行っている成果だと捉えているが、引き続き、「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、積極的な認知による早期発見と、教職員の組織的な指導・支援による早期対応を目指していくよう学校に呼びかけていく。

3ページ、いじめの態様については、冷やかしやからかい等が小中ともに最も多くなっている。次に、小学校では軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたり等が多く、中学校ではパソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされるが多くなっている。引き続き、気持ちのコントロールの方法や、暴力ではない感情の伝え方について、発達段階に応じた継続的な指導を行うよう学校に働きかけていく。また、SNSやオンラインゲーム等の普及により、オンライン上でもトラブルが発生している。SNSや携帯電話の使い方については、平塚警察署少年補導員連絡会作成のDVDやケータイ電話教室等を活用したり、日頃から教職員がSNS上のトラブルやいじめに対してのアンテナを高く張って指導したりしているところであるが、引き続き各教科等の学習に関連付けて、情報モラルやICT機器を正しく使うスキル等の指導について、より一層充実するよう、教育委員会としても、担当者会や研究会等を通して研修や情報提供を行っていく。

次に、（3）長期欠席（不登校等）の状況、①長期欠席児童生徒数と出現率についてだが、令和6年度間に30日以上欠席した児童生徒数が長期欠席児童生徒数となる。

上段の表、令和6年度の小学校の長期欠席児童数は564人で、全在籍児童数が減少している中、令和5年度から22名増加し、出現率は0.26%増加している。中学校は、617人で令和5年度に比べ、18名増加し、出現率は0.56%増加している。

4ページ、②不登校児童生徒数と出現率について、小学校では、令和6年度の不登校児童数は262人、出現率2.26%で令和5年度より増加、中学校は384人、出現率6.45%で令和5年度より減少している。

中学校において不登校生徒数及び出現率が減少した背景には令和6年度に完全給食が開始されたことや、校内教育支援センター支援員の配置による校内支援の充実もあるのではないかと考える。

なお、令和6年度の小学校の不登校出現率は、県と比べて0.14%、全国と比べて0.04%低くなっている。また、中学校の不登校出現率は、県と比べて0.67%、全国と比べて0.34%低くなっている。

最後に③「不登校児童生徒について把握した事実」に関する結果だが、小学校では、令和6年度は⑫「不安・抑うつの相談があった」が21.4%と最も多く、次いで⑪「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が18.3%、「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」が17.6%となっている。

中学校では、⑪「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が24.7%で最も多く、次いで⑨「生活リズムの不調に関する相談があった」が21.1%、⑫「不安・抑うつの相談があった」が19.8%となっている。

不登校の背景は様々であるが、要因別にみると小学校、中学校共通点も見えてくる。不登校は環境によっては誰にでも起こり得ること、多様な要因・背景によって、結果として不登校の状態になっていること、不登校自体が問題行動ではないという認識のもと、不登校の未然防止、早期発見・初期対応そして継続的な支援を含め、引き続き個に応じた丁寧な対応を呼びかけていく。また、担任だけでは解決できないケースは増加の一途をたどっている。学校全体がチームとして対応することは勿論のこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、子ども教育相談センターなども家庭課、児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関と積極的に連携し、多くの目で見守り、継続的な支援に取り組んでいくことが重要であると考える。児童生徒、保護者の思いに寄り添い、タブレット端末の活用を含めた学習保障に取り組むことも、手立てとして考えられる。

学校からは、ケース会議等を含め、積極的に情報共有し、多くの目で見守り、取り組むことで、登校につながったという報告もいただいている。教育委員会としても、情報収集や関係機関と連携し、引き続き、学校を支援していく。

【質疑】

○大野委員

暴力行為の状況について、先ほどの説明でもあったが、1ページの暴力行為の発生件数が、令和6年度は小・中学校ともに前年度に比べて大きく減っている。

昨年度、令和5年度の結果報告では大きく増加しており、心配していたが、令和6年度は大きく減少したということで、この要因について分析・把握していることがあれば、教えていただきたい。

○教育指導課長

先ほどと同様になるが、暴力行為は、発達段階に応じ、自分の気持ちを上手に表現できない結果、起こってしまうケースが多いと考えている。

これに対し、常に日頃から教員が子どもの気持ちに寄り添い、言葉に紡いで、表現する仕方などを指導・支援してきた結果が、件数の減少につながっているのではないかと考えている。

○大野委員

児童生徒指導だけではなく、全ての教科において、気持ちを言葉にする指導がなされている結果なのだと思う。

ただし、児童生徒指導も年々難しくなっているので、ぜひ今回件数の減少につながった指導や対応のノウハウを共有し、日頃から各学校が校内で児童生徒指導の体制を整備し、関係機関との連携、チームとしての対応ができるよう、担当課にて引き継ぎ学校を支援していただければと思う。

次にいじめの状況について感想を述べさせていただく。平塚市において、いじめの認知件数が毎年国・県よりも多いのは、子どもたちの小さなSOSを見逃さずに対応しようとしているからだと承知している。それがいじめの解消率に、現れてきていると今回感じた。

解消率について、年度の最後となる3月31日の数値から、次年度の7月20日に99.1%、90.4%と、年度を跨いで大変高くなっていることは、新年度が始まって学年クラスが変わってからも、引き継ぎや継続した指導が適切に行われているからこそその成果であり、きめ細やかな指導と努力の賜物だと思う。

そして、それは何よりも困っている子どもたちにとって、とてもありがたいことではないかと思う。

今後も、子どもたちが安心してすごすことができるよう、学校とともに、担当課でも支援や助言をお願いしたい。

最後に不登校について伺う。4ページの上段②の不登校の児童生徒数の出現率を見ると、小学校も中学校も、国・県と比べ、平塚市は率が少ない。少ないことは、学校や担当課の尽力のおかげだと思うが、それでも令和6年度は小学校262人、中学校384人、合計646人とあり、少し規模の大きい学校1校分くらいのお子さんが、不登校ということになる。学校は、既にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、一人一人に寄り添った支援を実施していると思うので、今以上の支援となると、時間的にも人的にも難しいのが現状ではないかと思う。また、教育委員会も、教育指導課や子ども教育相談センターなどを中心として、相談業務の充実や教育支援室の設置など、不登校の子どもたちや保護者に様々な対応や支援を行っていると思う。

文部科学省は学校復帰を目指すのではなく、社会とつながれること、将来的に社会的な自立につながることを目指した支援を提唱していて、校内教育支援センターや、学びの多様化学校の設置の推進に言及しているかと思う。これまでにも不登校対策として様々な取組を行ってきたかと思うが、平塚市として今後の不登校対策として、何か考えていることがあれば教えてほしい。

○子ども教育相談センター所長

従来どおり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのような専門職を効果的に活用するということもあるが、校内教育支援センターも1つの有効な居場所であると考えている。

校内教育支援センターは、学校には行けるが自分のクラスには入れない、少し気持ちを落ち着かせたいときなどに利用する部屋であり、学校内の空き教室を活用するものとなるが、そこで支援を行う支援員を県の事業として、平塚市では令和6年度から中学校に配置

している。

現在、支援員の活用状況や、活用した上でどのような成果が見られたのかを教育委員会として調査しているところである。

不登校対策として効果が出てきている取組の一つとして、文部科学省が校内教育支援センターを挙げているといった記事も見られた。

こちらの調査でも、各学校からは、教室にいづらくなってしまった生徒や不登校傾向にあった生徒が徐々に教室に戻れるようになってきた、長く欠席をしていた生徒にとって安心していられる居場所となり少しずつ登校できるようになったなどの報告がされ、様々な成果、効果を把握することができた。

今後も引き続き、支援員については、その有効性を検証していきたいと思う。

○大野委員

不登校のお子さんやその家族にとって、居場所があるということはとても大切なことだと思う。

説明にあった校内教育支援センターが機能し、学校が地域や民間の団体とも連携しながら、子どもの居場所づくりについて考えたり、実際に一人一人にもさらに寄り添った対応につながったりすることが期待できるので、校内支援員の配置は、子どもにとっても保護者にとっても教員にとっても、未来の社会にとっても大変ありがたく有効な不登校対策につながると思う。ぜひ平塚市でも実現できたらと思う。

もう一点感想だが、中学校では国・県は不登校の出現率が増えているが、平塚市では令和6年度減少している。

これはなぜかと思っていたが、先ほどの説明で学校給食の影響もあるとの分析を聞いて納得した。

昨年度、中学校給食が開始された直後に、中学校訪問を行ったが、給食時間の様子も拝見した。その際、教員から、学校に行くのを渋りがちの子も、給食を食べに来るようになったという話を聞いた。それが数字となって現れるのは喜ばしいことであり、中学校給食の一つの成果と言えると思う。

○小林委員

2ページ、いじめの状況に関して、いじめの認知件数が増えていることについてだが、これまでにはいじめられていても言えなかったり、隠していたりといった環境が変化し、子どもたちがSOSを出せ、大人もこれはいじめだと言える環境になってきたという認識でよいのか。

○教育指導課長

数字からもそのようなことが言えるのではないかと考えている。

いじめについて、学校ではSOSの出し方教育なども行っており、また周りの子どもたちも傍観者にならないような学級や学校の雰囲気が、子どもたちがいじめられているといった悩みを抱えずに表出できることにつながっているのではないかと考えている。

(2)平塚市美術館大規模改修の実施について

【報告】

○吉野教育長

当該事業の概要を報告するものである。

詳細は、美術館長から報告する。

○美術館長

始めに、「1 事業目的」としては、平塚市美術館は、平成3年3月に竣工してから 34年が経過し、建物や設備全般にわたり老朽化が進んでいることから、平塚市公共施設等総合管理計画などの考え方に基づいた大規模改修を実施することで、長寿命化を図り、機能保全を行っていく。また、バリアフリー性能や環境配慮など、機能強化のほか、地域に開かれた公共施設としての機能の回復を図っていく。施設の概要については資料のとおりである。

続いて、「2 事業内容」について、改修工事の内容について説明する。まず、(1) の建築だが、主に屋上及び外壁の防水工事やエントランスホール、テーマホールの天井の改修、及び外構部分の再舗装等を予定している。

次に、(2) の設備機器の更新だが、高圧の受変電設備の改修や収蔵庫を始めとした館内の空調機器の改修、トイレ等の水回り部分の改修や防災設備の改修を予定している。

次に、(3) バリアフリー性能の強化だが、バリアフリートイレの増設や館内の表示の機能強化を予定している。

次に、(4) 環境配慮についてだが、照明器具のLED化や空調機器をはじめとした高効率機器への更新による推進を予定している。

次に、(5) の機能向上についてだが、企画展示室のスポット照明の更新に伴うレイアウト変更、ホール天井の改修に伴う災害時の被害軽減、外構部分の環境改善に伴う有効活用等を予定している。

続いて、「3 今後のスケジュール」だが、年明け2月には設計が完了、続く3月議会では改修及び関連経費を当初予算（案）として計上する。令和8年度では、改修工事の事業者選定を行い、11月頃までに仮工事契約を締結する。また、令和9年1月から休館し、館内の収蔵品や敷地内彫刻等の移設、事務所の移転等を開始する。

なお、3月議会で承認をいただければ本契約に移行し、令和9年4月から工期開始となる。この改修工事は令和11年3月頃を工期末とする予定であり、工事終了後、リニューアルオープンとなる予定である。

続いて、「4 総工事費」だが、現在の概算となるが、約52億円の予定である。内訳として、本体工事費として建築工事23億円、電気・空調等機械設備工事費が約28億円、工事監理費として1億円である。また、改修工事に伴い、収蔵品の移転や外部での保管や事務所移転に伴う経費として約5億円を見込んでいる。

続いて、「5 工事発注方式」については、総合評価方式による発注を予定している。

最後に、「6 休館に伴う利用者への周知」だが、施設の休館については市のウェブや

SNS、広報誌等により市民・関係団体に周知していく。また、休館中は市民アートギャラリーやミュージアムホールが利用できなくなることから、利用可能な代替施設の案内等を行う。

【質疑】

○増井委員

事業目的について、地域に開かれた公共施設としての機能回復を図るとあるが、現状では何が不足しており、どのように回復しようとしているのか教えてほしい。

○美術館長

美術館は企画展示を行うほか、市民の大切な共有財産である収蔵品の収蔵を行っている。

建築物として34年が経過しており、雨漏りが館内各所で発生している。現状では収蔵品等への被害は出ていないが、いつまでもつかはわからない状態である。

敷地内の外構部分についても舗装がかなり傷んでおり、例えば屋外彫刻を展示しているスペースでは、亀裂や舗装の段差等が発生し、実際に来館者が転倒するようなケースも出ている。このような事情から、本来あるべき建物としての機能が損なわれている部分があると考えている。

さらに、空調に関しても、美術館には来館者や職員のためのものだけではなく、収蔵品の収蔵環境を維持するためのものがあり、現状被害が出るほどではないが、機能が下がってきてている。実際に、保守点検等で専門業者に見ていただくと、更新の提案をされることも増えている。

このような状況から、利用者の安心安全や、共有財産である収蔵品の保全などを目的に、大規模改修により機能回復を行いたいと考えている。

(3)その他

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第6号 令和7年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

11月25日から開会される市議会12月定例会への令和7年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

12月補正については、「人件費に係る補正予算」と「それ以外の補正予算」とが別の議案として提出されるが、本日の資料はその2件を合算した金額となっている。

1ページ、補正予算要求額だが、歳入は630万円の増額を、歳出は1億3千844万円の増額を計上している。

はじめに、歳入について、2ページ、3ページの歳入予算要求明細を参照いただきたい。

16款 県支出金 2項 県補助金 7目 教育費補助金 2節 社会教育費補助金において、子ども・子育て充実市町村提案事業費補助金を500万円 計上している。

続いて、18款 寄附金 1項 寄附金 5目 教育費寄附金 2節 教育総務費寄附金において、130万円 計上している。

次に、歳出について、はじめに、人件費に係る部分を説明する。

当該費目については、国家公務員に準じた給料表の改定や期末・勤勉手当の支給率の見直し等に伴い、教育委員会所属職員の人事費について、所要額を補正予算にて計上するものである。

4ページの上段から順に、10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費において、2節の給料、3節の職員手当等、及び4節の共済費を合わせて6千737万7千円 増額補正する。

次に、3目 学校給食費である。「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、及び4節の共済費を合わせて1千556万6千円 増額補正する。

次に、4目 教育指導費「6 教職員庶務事業」において、報酬、職員手当等を合わせて17万8千円、「7 サン・サンスタッフ派遣事業」において、報酬を401万7千円、「12英語教育推進事業」において、報酬、職員手当等を合わせて17万7千円、「16 教育指導事業」において、報酬を34万7千円 増額補正する。

続いて、9目 子ども教育相談センター費の「1 スクールカウンセラー派遣事業」において、報酬、職員手当等を合わせて39万1千円 減額補正する。

6ページ、7ページ、「2 教育相談事業」において、報酬、職員手当等を合わせて123万3千円 減額補正する。

次に「3 介助員派遣事業」において、報酬、職員手当等を合わせて256万3千円、「4 教育支援室事業」において、報酬、職員手当等を合わせて21万1千円、「5 就学相談・指導事業」において、報酬、職員手当等を合わせて10万7千円、「6 スクールソーシャルワーカー派遣事業」において、報酬、職員手当等を19万6千円 増額補正する。

続いて、2項 小学校費、1目 学校管理費である。「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、及び4節の共済費を合わせて224万1千円 減額補正する。また、「2 小学校運営事業」において、報酬、職員手当等を合わせて279万7千円、「5 単独調理場運営事業」において、報酬、職員手当等を合わせて358万1千円 減額補正する。

8ページ、9ページ、3項 中学校費、1目 学校管理費である。「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、及び4節の共済費を合わせて227万4千円増額補正する。また、「2 中学校運営事業」において、報酬、職員手当等を106万2千円増額補正する。

次に、4項 幼稚園費、1目 幼稚園費である。「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、及び4節の共済費を合わせて1千818万6千円 減額補正する。

続いて、5項 社会教育費、1目 社会教育総務費である。「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、及び4節の共済費を合わせて411万3千円 増額補正する。また、「10 文化財保護事業」において、報酬、職員手当等を合わせて50万2千円減額補正する。

続いて、2目 公民館費の「2 地区公民館管理運営事業」において、2千637万3千円のうち、報酬、職員手当等を合わせて89万4千円 増額補正する。

10ページ、11ページ、3目 図書館費の「2 ブックスタート事業」において、報酬、職員手当等を合わせて25万9千円 増額補正する。

次に、4目 博物館費の「4 博物館管理事業」において、報酬を3万5千円 増額補正する。

続いて、5目 美術館費である。「1 魅力ある美術展覧会事業」において、報酬、職員手当等を合わせて10万7千円、「2 美術教育の普及・体験事業」において、報酬、職員手当等を合わせて21万3千円 増額補正する。

人件費関係の最後になるが、6項 保健体育費、1目 保健体育総務費の「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、及び4節の共済費を合わせて、1千82万3千円 増額補正する。

次に、人件費以外の補正予算についてだが、4ページ、10款 教育費のうち、1項 教育総務費、3目 学校給食費の「3 学校給食管理事業」において、教育振興のための指定寄附金を活用して、地場産食材を使った学校給食を提供するため、10節 需用費のうち給食材料費を20万円 増額補正する。

続いて、4目 教育指導費の「15 学校安全対策推進事業」において、小中学校の修繕料増加に対応するため、10節 需用費のうち物品修繕料を232万円 増額補正する。

8ページ、9ページ、4項 幼稚園費 1目 幼稚園費の「2 幼稚園運営事業」において、光熱水費の増加に対応するため10節 需用費のうち光熱水費を31万円増額補正する。

続いて、5項 社会教育費、2目 公民館費の「2 地区公民館管理運営事業」において、地区公民館の設備等を修繕するため、10節 需用費のうち施設修繕料を2千547万9千円増額補正する。

10ページ、11ページ、3目 図書館費の「5 中央図書館業務事業」において、子ども・子育て充実市町村提案事業費補助金を活用して、中央図書館分館で使用する什器等を購入するため10節 需用費のうち消耗品、17節 備品購入費を合わせて、1千494万7千円増額補正する。

5目 美術館費の「4 アートギャラリー等施設利用促進事業」において、光熱水費の増加に対応するため、10節 需用費のうち光熱水費を800万2千円 増額補正する。

最後に、12ページ、繰越明許費及び債務負担行為の補正である。

まず、繰越明許費だが、地区公民館管理運営事業として、2千90万円を設定する。

続いて、債務負担行為の補正である。

外国語指導助手派遣業務委託料として令和7年度から令和8年度までを期間として、限

度額 6 千 812 万 6 千円を設定する。また、平塚市南図書館指定管理委託料とし令和 7 年度から令和 8 年度までを期間として、限度額 4 千 683 万 2 千円を設定する。

【質疑】

○増井委員

スクールカウンセラー派遣事業や教育相談事業がマイナス補正となっている。

これは予定していた人員を雇用できなかつたことによるものなのか。または相談が少なく職員の出勤が減り、予算を想定より使用しなかつたということなのか。

○子ども教育相談センター所長

教育相談員は、産休・育休の職員がいたが、正規職員の臨床心理士が 1 名増員となつたため、教育相談員 1 名減員に影響がなくなつたことから、募集は行わざ減額となつた。スクールカウンセラー派遣事業については欠員が生じ募集を行つたが応募がなく、どちらも相談需要の減少を反映した減額ではない。

○小林委員

美術館費のアートギャラリー等施設利用促進事業について、光熱水費の増加への対応として 800 万円増額補正するとある。

先ほど報告のあつた大規模修繕と連動するが、大規模修繕を実施する上で、電気代の削減や S D G s の観点からも太陽光パネルの設置などは検討したか。

○美術館長

既存の設備では、エネルギーを作る設備は存在しておらず、今回の改修でも新たに設ける予定はない。

理由だが、建物の強度や屋上部分の形状の制約があり、太陽光パネルの設置が基本的にはできないと考えている。

なお、美術館では、100% 再生可能エネルギーを取り扱う電力事業者から電力を調達していることから、美術館で使用している電力は再生可能エネルギーを基にしたものであると認識している。

【結果】

全員異議なく了承された。

(2) 報告第7号 指定管理者の指定について

【報告】

○吉野教育長

平塚市南図書館の指定管理者の指定について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、中央図書館長から報告する。

○中央図書館長

本件は、平塚市南図書館の指定管理候補者を指定管理者として指定するため、市議会 12 月定例会に議案を提出するものである。

平塚市南図書館は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例第 4 条の規定に基づき、令和 4 年 4 月から令和 7 年 2 月まで指定管理者に管理業務を代行させていた。

現在、南図書館は改修に伴い休館中だが、令和 8 年 6 月からの再開に当たり、10 月 14 日に開催された、平塚市指定管理者選定等委員会においてプロポーザル方式による選定作業を実施し、その選定結果を受け、「株式会社ヴィアックス」を指定管理候補者として決定した。

指定の期間は令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 10 か月である。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)その他

なし

3 議案第24号 平塚市教育委員会の点検・評価について

【提案説明】

○吉野教育長

令和 7 年度平塚市教育委員会の点検・評価について、公表するものである。

詳細は、教育総務課長から説明をお願いする。

○教育総務課長

教育委員会の点検・評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、前年度の教育行政事務の管理執行状況について、点検・評価を行い、その結果を報告書として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表することになっている。

そのため、第 2 期の平塚市教育振興基本計画「(通称) 奏プラン 2」の、令和 6 年度に実施した 104 の実施事業について、まずは教育委員会各課が自己評価を行ったうえで、3 名の外部アドバイザーとともに 2 回の会議を開催して、様々な意見をいただきながら、報告書としてまとめた。

それぞれの事業の評価としては、前年度と比較した評価を、上向きの矢印、横を向いた矢印、下向きの矢印の3種類で示している。

全体で、上向きは25事業、横向きは78事業、下向きは1事業となっている。

報告書の構成は、3つの基本方針ごとに、一覧形式で全ての事業の簡易な評価を掲載し、そのあとのページでは、アドバイザーから選出された事業について、質疑などを経て取りまとめた、詳細な評価内容を紹介している。

そして、各基本方針の最後では、総括としてアドバイザーから意見をいただき、それを受けて教育委員会の総合的な見解を示している。

3つの基本方針ごとに、アドバイザーからいただいた意見をいくつか紹介させていただく。

まずは、学びや育ちに必要な「教育環境の充実」をねらいとする基本方針1の取組についてだが、日々の授業と学習状況調査への対応を両輪として、どのような力をつけるかを明確にして共有しながら、学校全体として取り組んでいくことの重要性について意見をいただいた。

次に、「子どもたちを支援する取組」である基本方針2については、教育環境をつくるのは「人」でもあるので、スクールカウンセラーを含めた職員が「チーム学校」の考え方のもとで、働き甲斐をもち、また働きやすい環境を整備していくことが大切である、という意見をいただいた。

次に、「社会教育」に関する、基本方針3について、事業の実施に当たっては、常に市民に何を求められているのか、アンテナを高くして内容を検討することで、一人でも多くの市民の方が参加したくなる施策を実施してほしいという意見をいただいた。

この点検・評価報告書は、本日了承いただいた後、12月議会の初日である11月25日に議員へ報告させていただき、その後、記者発表、ホームページでの公表を予定している。

【質疑】

○大野委員

毎年、アドバイザーの助言を踏まえ見直しや改善が繰り返され、平塚市の教育が前に進んでいるというような印象を受けた。3点ほど感想を述べさせていただく。

1点目、今回点検評価報告書を読んで感じたのは、平塚の教育が何を目的として、どこへ向かっているのか、その実現のために何をしようとしているのか、そして今どのあたりまで進んでいて、どこに難しさがあるのかということを、この点検評価報告書によって俯瞰して見ることができる、そういう意味のあるものだと改めて気づいた。

教育委員会各課が日頃一つ一つの事業を行うに当たっては、目的を持ち、工夫、改善しながら実施していることかと思うが、どうしても自分が担当している目の前の事業に目が向きがちだと思う。それぞれの事業の担当者が、今担当している事業は平塚の教育の目的や基本理念、基本方針のどこを担っているのか、この機会に今一度意識していただけたらと思う。そうすることで、教育委員会全体として一体感のある教育振興基本計画となるのではないかと思う。

2点目、日本は社会人の自己学習率が世界的に見ても低いとの指摘がされているのをよく耳にする。平塚市は社会教育が施設面でも内容面でも充実しており、学校を卒業してか

らも生涯にわたって自己啓発や学習が可能であることがこの報告書からわかった。これは、市民にとってとても有意義なことではないかと再認識した。

3点目、基本方針3 施策8 「読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり」のブックスタート事業についてだが、SNSを活用した周知等で参加率が前年度を大きく上回ったと記載されている。最近は、選挙などでもSNSで広報を行い、大きな成果が出ているとの報道もあるが、やはり市民を対象とした事業やイベント等の周知方法として、今やSNSは大変有効なものであることが、この結果からも証明されたように思う。

ホームページやYouTubeに加え、これまでもSNSを活用して周知している事業もあるとは思うが、今後はさらに各課が有効な手段を活用し、参加者が増えることで社会教育が充実するといいと思う。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 その他

なし

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会11月定例会は閉会する。

(16時31分閉会)